

【商品概要説明書】

財産形成住宅預金

(2019年4月1日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産形成住宅預金（期日指定定期預金型）
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行と財産形成住宅預金の取引契約を締結した企業（以下「事業主」といいます。）の勤労者の方で、財産形成住宅預金契約時に55歳未満の方 ・ 1人1契約で、1金融機関に限ります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立期間は5年以上で、年1回以上の預入が必要です。ただし、積立期間5年未満でも要件を満たす目的での払戻しは可能です。 ・ 預入毎に「3年後の応答日をあらかじめ満期日とする期日指定定期預金」を作成します。 ・ 自動継続の取扱いにより、最長預入期限（3年）毎の期間で満期日を順延します。 ・ 預入毎の期日指定定期預金の満期日は、預入日（自動継続の場合はその継続日）から1年経過した後は変更することができます。この場合は、この期日指定定期預金の当行預入店に対して1ヵ月前までに通知が必要となります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主が預金者に代わり預金者に支払う賃金から天引して預入します。 ・ 預入された預金は、これを取りまとめ1件の期日指定定期預金とします。 ・ 1,000円以上 ・ 1,000円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の居住する住宅取得費用および増改築費用等の支払いに充てる場合に限定されます。 ・ 住宅の取得・増改築等を行う前に積立残高の90%まで、1度限り一部払戻しができます。 この場合、一部払戻しの日から2年以内かつ住宅取得の日から1年以内に残額の払出す必要があります。払戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要になります。 ・ 預入明細1件の元金の一部金額（1万円以上）について、1ヵ月前までに満期日を通知（指定）することにより払戻すことができます。 ・ この預金は、解約する預金を指定しないで、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻すことができます。この場合、1口毎の合計累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

	<p>① 複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものからとします。</p> <p>② 前記①で、解約日においてすでに満期が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。</p>
<p>6. 利 息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税 金</p>	<p>・ 預入時（または自動継続時）における店頭表示の利率を、次の実際に預けられた期間に応じ適用します。（固定金利）</p> <p>① 1年以上2年未満</p> <p>② 2年以上3年以内</p> <p>・ 自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。</p> <p>・ 一部払戻をする場合は、払戻する元金部分について預入日からその払戻日までの日数に応じ、上記（1）に定められた利率によって計算し、一部払戻する元金とともに支払います。</p> <p>・ なお、満期日まで預けられた、一部払戻後の残額（元金）の利息については、満期日（入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。）に預入時（自動継続されている場合は、継続時）に定められた利率により計算して支払います。</p> <p>・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。</p> <p>（1年毎の複利計算とは、預入日から1年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。）</p> <p>・ 財産形成年金預金と合算して元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税となります。</p>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	—

<p>11. 権利行使上の制限 ・中途解約の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5. の払戻要件以外の目的で払戻すときは、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されるとともに、それ以降の利息についても課税されます。 ・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表 13. の中途解約利率を適用します。
<p>12. 想定されるリスク</p>	<p>——</p>
<p>13. 中途解約時の 取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 ・ 預入期間が6ヵ月未満の場合………解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合………約定利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合………約定利率×50% ・ 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合………約定利率×60% ・ 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合………約定利率×70% ・ 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合………約定利率×90%
<p>14. その他参考となる 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に1回以上の預入がない場合等、財産形成住宅預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税扱いとされていても課税扱いとなります。くわしくは窓口までお問い合わせください。 ・ 住宅の新築・購入および増改築の内容につきましては一定の条件があります。くわしくは窓口までお問い合わせください。
<p>15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談室 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）